

日本カトリック大学・短期大学連盟図書館協議会相互利用規程

- 第1条 この規程は、日本カトリック大学・短期大学連盟図書館協議会（以下「協議会」という。）会則第3条の趣旨に基づき、加盟館所蔵資料の相互利用を円滑に進めるために、必要な事項について定めるものとする。
- 第2条 相互利用の範囲は、閲覧、複写及び貸借とする。
- 第3条 利用者の範囲は、各加盟大学の教職員、大学院生、学部学生及び館長の認めた者とする。
- 第4条 相互利用については、次のことを定める。
- (1) 閲覧を希望する場合は身分を証明するものを提示し、利用館の規定に従うものとする。
 - (2) 複写を希望する場合は、各加盟館の規定に従うものとする。
 - (3) 貸借は加盟館相互の間で行い、相互貸借実施要綱に従うものとする。
- 第5条 この規程の改廃は、協議会の議を経なければならない。
- 附則 1 この規程は、2007年5月25日から施行する。
- 2 日本カトリック大学連盟図書館協議会相互利用規定（昭和61年6月28日施行）は、これを廃止する。
- 改正 この規程は、2021年7月2日から一部改正する。